議案第13号

印西市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例の制定について

印西市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例を次のように制 定する。

令和7年2月17日提出

印西市長 藤代 健吾

印西市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例 印西市国民健康保険高額療養費貸付基金条例(平成16年条例第3号)は、 廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に貸し付けている資金については、この条例による廃止前の印西市国民健康保険高額療養費貸付基金条例第4条第2項及び第 5条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第13号審議資料

印西市国民健康保険高額療養費貸付基金条例(平成16年条例第2号)を 廃止する条例の制定について

廃止の理由

限度額適用認定証等の普及により、高額療養費の現物給付化が進展し、被保険者が医療機関等へ支払う医療費に係る窓口負担が軽減され、高額療養費貸付基金による貸付の利用が見込まれないため廃止するもの